

台風第23号にかかる県等の支援制度一覧

区分	制度・事業名	対象者	内 容	
甲 慰 金 ・ 見 舞 金	1 災害甲慰金	死亡者・行方不明者の家族	支給額 生計維持者死亡 500万円 その他の者死亡 250万円	
	2 災害障害見舞金	重度の障害を受けた者 (両眼失明、要常時介護等)	支給額 生計維持者死亡 250万円 その他の者死亡 125万円	
	3 災害援護金 (拡充)	全・半壊、床上浸水世帯、 重傷者	支給額 全壊 20万円 半壊 10万円 床上浸水 3万円 重傷者 3万円	
	4 死亡見舞金 (拡充)	自然災害等による兵庫県民の死亡者 の遺族(災害甲慰金支給者を除く)	支給額 20万円	
生 活 支 援	5 被災者生活復興 資金貸付(新規)	全・半壊、床上浸水世帯 (世帯主又は主たる生計維持者の前 年総所得が730万円以下)	貸付額 300万円以内 利 子 1.9%(利子補給により実質無利子) 使 途 被災家屋の補修、家具・電化製品 ・自動車等の生活必需品の修理・買換	
	6 災害援護資金貸 付金	家財の1/3以上の損害等 * 災害救助法適用市町が1以上ある 場合。所得要件有(2/3世帯加-)	貸付額 300万円以内 利 子 年3%	
	7 生活福祉資金	家財損害1/3未満(災害救助法の適 用を問わず。対象：低所得者)	貸付額 150万円以内 利 子 年3%	
	支 給	8 被災者生活再建 支援金 【国制度】	適用市町 災害救助法の適用市町 全壊10戸以上の市町 全壊100戸以上の都道府県	
		生活再建支援	全壊世帯、半壊かつ解体世帯 * 所得・年齢要件あり	支給額 複数世帯 100万円 単身世帯 75万円
	住 宅 再 建 支 援	居住安定支援制 度 (H16.4月創設)	全壊・大規模半壊世帯 * 所得・年齢要件あり	支給額 複数世帯 単身世帯 再建・購入 200万円 150万円 補修 100万円 75万円 賃貸入居 50万円 37.5万円 対象経費 住家の解体・撤去費、整地費、 ローン利子等
		9 居住安定支援制度補完事業		
法適用災害 (H16.4月創設)		国の居住安定支援制度の対象世帯の うち、支給額が、法限度額まで達し ない世帯	支 給 額 国の居住安定支援制度の法限度 額と支給額の差額 対象経費 住宅再建費用を含む	
法適用外災害 (新規、H16.8. 30以降適用)	国の居住安定支援制度の対象となら ない小規模災害で住家が全壊等の被 害を受けた世帯	支 給 額 国居住安定支援制度の支給額と 同じ 対象経費 住宅再建費用を含む		

区分	制度・事業名	対象者	内容
住宅 再建 支援	支給 10住宅再建等支援 金	次の支給要件を満たす者 全壊、大規模半壊、半壊、床上浸 水（家屋の損害割合が10%以上20% 未満） 発災時と同一市町内で、住宅を再 建・購入・補修する者 世帯の年収800万円以下	「兵庫県住宅再建共済制度」が実施されるま での措置として支援法・県補完事業の支給額 を上回る実費部分について支援金を支給する。 支給額 全 壊 100万円 大規模半壊 75万円 半 壊 50万円 床 上 浸 水 25万円
	助 成 11わが家の耐震改 修促進事業	自然災害で住宅のり災証明書を受け た者で、次に掲げる要件のいずれか に該当する住宅を所有するもの。 半壊以上の被害を受けた木造住宅 自然災害により被害を受け、耐震 診断の結果、安全性が低いと判断 された住宅	補助金額 住宅耐震改修工事費補助は耐震改修工事費に 応じ最大50万円 ただし、住宅耐震診断・改修計画策定費補助 を受けている場合は、その額を差し引く
	貸 付 12災害復興住宅融 資 【住宅金融公庫】	住宅に5割以上の被害を受け、建 築・購入する者 住宅に10万円以上の被害を受け、 補修する者	融資額 建築・購入 耐火 1,160万円 木造 1,100万円 補修 耐火 640万円 木造 590万円 利 率 1.9%
そ の 他 (参 考)	13人生80年いき いき住宅助成事 業	住宅の改造等によりバリアフリー化 を行う60歳以上の高齢者又は身体障 害者のいる世帯等（同助成事業を実 施している市町に限る）	助成対象限度額 住宅改造・一般型、特別型 100万円/戸 増改築型 150万円/戸 共同住宅(分譲)共用型 100万円/棟 助成率 9/10~1/3
中 小 企 業 者 支 援	貸 付 14経営円滑化貸付 (災害復旧枠)	県が指定した災害により被災した中 小企業 (り災証明が必要)	融資額 5,000万円以内 利 率 1.1% (最優遇金利) 償 還 7年以内(内1年以内据置可) 使 途 災害復旧に必要な設備・運転資金
	15災害復旧貸付 【政府系金融機関】 *10/22兵庫県発動	災害により直接被害又は間接被害を 受けた中小企業者	国民生活金融公庫 融資額 3,000万円以内 利 率 1.7% (基準金利) 償 還 10年以内(内2年以内据置可) 使 途 設備・運転資金 ----- 中小企業金融公庫 融資額 1億5,000万円以内 利 率 1.7% (基準金利) 償 還 10年以内(内2年以内据置可) 使 途 設備・運転資金 ----- 商工組合中央金庫 融資額 20億円以内 利 率 1.1% (基準金利) *当初10年、以降5年毎直し 償還・使途 設備：20年以内(内3年以内据置可) 運転：10年以内(内3年以内据置可)

区分	制度・事業名	対象者	内容
中小企業者支援	既存貸付特例 16小規模企業者等設備導入資金の激甚災害の指定に伴う償還期間等の特例 (10/25現在未指定)	激甚災害により被害を受けた中小企業者	対象貸付 激甚災害を受ける以前に貸付を受けた「小規模企業者等設備導入資金」 特例措置 償還期間の延長 (2年を超えない範囲内)
	既存貸付の特例 17災害復旧高度化事業	次の高度化事業を行う組合等 ・既往の高度化資金貸付を受けた事業要施設がり災し、高度化事業により施設を復旧を図る	貸付額 対象施設の90%以内 利率 無利子 償還 20年以内(内3年以内据置可)
	18既往債務の返済条件の緩和 (10/22兵庫県発動) 【政府系金融機関】	災害により被害を受けた中小企業者	政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に対し、貸出手続きの迅速化、返済猶予等債務の条件変更、担保徴求の弾力化の対応を、中小企業庁が指示
	信用保証 19セーフティネット保証4号の発動 (10/25現在未発動) 【信用保証協会】	市町長のセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者	自然災害等に起因して売上高等が減少している中小企業者に対し、保証限度額の別枠化を実施
	20激甚災害の指定に伴う災害関係特例保証 (10/25現在未指定) 【信用保証協会】	激甚災害により被害を受けた中小企業者	激甚災害により損害を被った中小企業者に対し、特例保証(別枠)を実施
	相談窓口	21特別相談窓口の設置(10/25～) 【県及び関係機関】	災害により被害を受けた中小企業者等
22政府系金融機関等特別相談窓口の設置(10/22～)		災害により被害を受けた中小企業者等	政府系中小企業金融機関及び信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会、近畿経済産業局に「特別相談窓口」を設置
雇用給	23雇用保険の特例給付 【国・厚生労働省】	災害救助法の適用地域にある事業所が被災により休止・廃止され、一時的に離職を余儀なくされていた被保険者	離職前の事業所に再雇用が予定されていても、雇用保険を給付
農林漁業者支援	24野菜災害補償補助金交付事業	災害を受けた野菜農家に災害補償金を交付した農協	野菜の生産途上において、自然災害を受けた野菜農家に対し、災害補償金を交付するための資金助成 対象野菜 キャベツ、だいこん、なす、たまねぎ、トマト等(25品目) 補償単価 被害10ha当たり30千円以内

区分	制度・事業名	対象者	内容
農 林 漁 業 者 支 援	25農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業 【国・農林水産省】	共同利用施設の所有者 (農協、農協連合会、農事組合法人 等)	被災した共同利用施設を、原型に復旧するこ とを目的とするもののうち、1か所40万円 以上のもの(激甚災害の告示があった市町 の場合、1か所13万円以上) 補助率 一般災害 2/10 激甚災害法適用で、告示された市町 40万円まで4/10、40万円超 9/10 激甚災害法適用で、告示のない市町 40万円まで3/10、40万円超 5/10
	26森林災害復旧事 業 (激甚災害指定) 【国・農林水産省】	市町、森林組合、生産森林組合、み どり公社等	全国、数県、数市町等で一定規模以上災害が あった場合に指定 <事業地の採択基準> 事業規模4ha以上かつ被害率30%以上 <補助対象>被害木の伐採・搬出・跡地造林、 倒木起し、作業路開設等 <補助率> 標準事業費の2/3 (国1/2、県1/6)
	27公共造林事業 (指定被害地造林) 【国・農林水産省】	森林組合、生産森林組合、みどり公 社、森林所有者等	数県、1市町等で一定規模以上災害があった 場合に指定 <事業地の採択基準> 事業規模0.1ha以上かつ被害率30%以上 <補助対象>被害木の伐採・搬出・跡地造林、 倒木起し、作業路開設等 <補助率> 標準事業費の56/100 (国42/100、県14/100)
	28公共造林事業 (被害地等森林 整備事業) 【国・農林水産省】	市町、森林組合、生産森林組合、み どり公社、森林所有者等	被害森林であり1事業主体あたり0.5ha以上 <事業地の採択基準> 事業規模0.1ha以上かつ被害率30%以上 <補助対象>跡地造林、作業路の開設のみ <補助率> 標準事業費の48/100 (国 36/100、県 12/100)
	融 資 制 度	29豊かな村づくり 資金・災害資金	被害損失額が、平年農業収入の概ね 30%以上である旨の市町長の認定 を受けた者
30農業経営維持安 定資金 【農林漁業金融 公庫】		主に農業を営む者で、市町長の災害 証明を受けた者	貸付額 個人 200万円以内 法人1,000万円以内 利 率 0.8~1.8% 償 還 20年以内(内3年以内据置可) 使 途 経営再建費及び収入減補てん

区分	制度・事業名	対象者	内 容
農 林 漁 業 者 支 援	融 資 制 度		
	31沿岸漁業経営安定資金 【農林漁業金融公庫】	市町長の災害証明を受けた者	貸付額 個人 200万円以内 法人 400万円以内 利率 0.8～1.8% 償還 20年以内(内3年以内据置可) 使 途 経営再建費及び収入減補てん
	32農業近代化資金 (災害にも活用)	認定農業者	貸付額 個人1,800万円 法人 2億円 利率 0.8～1.65% 償還 15年以内(内2～3年以内措置可) 使 途 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧 利子補給 1.4%～2.25%
	33林業・木材産業改善資金 (災害にも活用)	森林所有者、森林組合 素材生産者 等	貸付額 林業 個人1,500万円 団体5,000万円 利率 無利子 償還 10年以内 使 途 施設・林道等の改善、立木の搬出
	34漁業近代化資金 (災害にも活用)	漁業者、漁業生産組合 水産加工業者、水産加工業を営む法人 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 等	貸付額 (個人施設) (1)20トン未満漁船 他 9,000万円 (2)20トン以上漁船 3億6,000万円 (共同利用施設) 12億円 利率 1.3%～1.8% 償還 5年～20年以内(うち2～3年以内措置可) 使 途 漁船、漁具、養殖施設等施設資金 利子補給 0.40%～1.75%
	35農林漁業施設(果樹の改植又は補植) 【農林漁業金融公庫】	土地改良区、農業協同組合、農業者等	貸付額 300万円 利率 0.80%～1.8% 償還 25年以内(うち10年以内措置可) 使 途 果樹の改植又は補植に必要な資金
	36農林漁業施設資金 【農林漁業金融公庫】	土地改良区、農業協同組合、農業者等	貸付額 地元負担額の80%又は1施設あたり300万円 利率 0.80%～1.8% 償還 20年以内(内3年以内措置可) 使 途 共同利用施設又は個人利用施設
	37農業基盤整備資金 【農林漁業金融公庫】	土地改良区、農業協同組合、農業者等	貸付額 地元負担額の100% 利率 0.80%～1.8% 償還 25年以内(うち10年以内措置可) 使 途 農地、ため池、水路等の復旧
38林業基盤整備資金 【農林漁業金融公庫】	林業を営む者(個人、会社等)森林組合等で、市町長の災害証明を受けた者	貸付額 地元負担額の80% 利率 0.80%～1.8% 償還 15年以内(内5年以内措置可) 使 途 樹苗養成施設の復旧、激甚災害指定指定地域の復旧造林、林道復旧	

区分	制度・事業名	対象者	内容
農林漁業者支援	39漁業基盤整備資金 【農林漁業金融公庫】	水産業協同組合 漁業者等	貸付額 地元負担額の80% 利率 0.80%～1.95% 償還 20年以内(内3年以内措置可) 使途 漁港施設、漁場等の復旧
	40漁船資金 【農林漁業金融公庫】	漁業者 漁業を営む法人 漁業生産組合 漁業協同組合	貸付額 地元負担額の80%又は1隻あたり4億5千万円 利率 0.80%～1.8% 償還 12年以内(内2年以内措置可) 使途 沈没、拿捕により滅失した漁船又は破損により使用不能となった漁船の代船
共済制度	41農業共済		
	農作物	農作物が災害によって基準収穫量の一定割合を超える減収となった農家	種類 水稻、麦 加入対象 当然加入：水稻25a以上、麦10a以上耕作している農家 任意加入：稲・麦合わせて10a以上耕作している農家 支払対象 3割を超える減収量 支払額 $\text{kg当り補償額} \times (\text{基準収穫量} \times 70\% - \text{収穫量})$ 引受方式により違う場合あり
	家畜	家畜が死亡、廃用、疾病及び傷害によって損害が生じた農家	種類 牛・馬・豚 加入対象 対象家畜の飼育農家(任意) *飼養家畜の全頭加入が条件 支払対象 死亡、廃用、疾病、傷害 支払額 死廃： $(\text{家畜の評価額} - \text{残存物価額等}) \times \text{事故時の補償割合}$ 病傷：診療費(限度額まで無料) 補償割合：加入時に30～80%の範囲で、農家が選択。飼養頭数の増減により変動
果樹	果樹が災害によって、農家ごとに基準収穫量の一定割合を超える減収となった農家	種類 ぶどう、なし、くり、うんしゅうみかん、びわ 加入対象 樹種ごとに市町等が定める一定面積(5～10a)以上栽培している農家(任意) 支払対象 3割を超える減収量 支払額 $\text{kg当り補償額} \times (\text{基準収穫量} \times \text{補償割合} - \text{収穫量})$ 補償割合：70%	

区分	制度・事業名	対 象 者	内 容	
農 林 漁 業 者 支 援	共 済 制 度	41農業共済		
		畑作物	農作物等が災害によって、農家ごとに基準収穫量等の一定割合を超える減収となった農家	種 類 大豆 加入対象 市町等が定める一定面積（5～10a）以上栽培している農家（任意） 支払対象 3割を超える減収量 支 払 額 kg当り補償額×（基準収穫量×70% - 収穫量） 引受方式により違う場合あり
		園芸施設	園芸施設等が災害によって損害を受けた農家	種 類 ガラス室、ビニールハウス等の園芸施設 等 加入対象 所有・管理面積が、市町等が定める一定面積（2～5a）以上の農家（任意） 支払対象 1棟ごとに3万円以上又は共済価額の1割以上の損害が生じた場合 支 払 額 共済価額×損害割合×補償割合 補償割合：80%
		42漁業共済		
	漁 獲	漁獲金額が減少した採貝採藻業、漁船漁業、定置漁業	支払対象 5中3平均金額を基礎として補償水準を設定	
	養 殖	養殖生物に損害が生じた養殖業者	支払対象 魚種毎の単位当たり共済価額に数量を乗じて補償価額を設定	
	特定養殖	特定の養殖業について、生産金額の減少が生じた養殖業者	支払対象 5中3平均金額を基礎として補償水準を設定	
そ の 他 の 制 度	43農業倉庫受寄物損害補償基金	(財)農業倉庫受寄物損害補償基金に出資し、かつ、同基金と受寄物損害補償等に関する契約を締結していると農協等農業倉庫業者	(支払対象) 農協等が生産者から売り渡しの委託を受け、農業倉庫、その他の保管施設及びカトリ-エバ-等の米麦加工施設で保管中の米麦が、水害で受けた損害 (支 払 額) (財)農業倉庫受寄物損害補償基金が査定した損害評価額	
	44森林国営保険【国】	森林国営保険に加入している森林が損害を受けた被保険者	支払額 契約した保険金額の範囲内で損害に応じた額 *支払額が2千円未満の場合など、支払われない場合有り	
	45漁船保険	漁船保険に加入している漁業者	支払額 保険掛金等に応じた損害額	

区分	制度・事業名	対 象 者	内 容																					
県税の軽減措置等	46申告・納付等の期限の延長	災害等により、税法等による申告等が期限までにできない場合で、申請した者	災害が止んだ日から2か月以内に限り延長																					
	47徴収の猶予	災害等により一時に納付できない場合で、申請した者	納付困難な金額を限度として、申請日から1年以内の範囲内で猶予																					
	48納入義務の免除	災害により徴収不能になった特別徴収義務者	災害により軽油の代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった又は失った額に相当する税額を免除																					
	課税の減免																							
	49個人事業税	商品等の事業用資産に1/2以上の損害(保険金等により補填された金額を控除)を受けた者	<p>減免金額 課税標準額 × 税率 × 減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 税 標 準 額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>上記のほか、住宅、家財及び事業用資産に1/2以上の損害(扶養親族等の所有を含む)を受けた者 納期限までに減免申請書及び災害証明書等を提出</p> <p>減免金額 課税標準額 × 税率 × 減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 税 標 準 額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	課 税 標 準 額	減免割合	500万円以下	100%	500万円超750万円以下	50%	750万円超1,000万円以下	25%	課 税 標 準 額	減免割合	500万円以下	100%									
課 税 標 準 額	減免割合																							
500万円以下	100%																							
500万円超750万円以下	50%																							
750万円超1,000万円以下	25%																							
課 税 標 準 額	減免割合																							
500万円以下	100%																							
50不動産取得税	<p>災害等により滅失・損壊したときから3年以内に 代替不動産を取得した者 不動産取得の直後(納期限まで)に災害等により 滅失・損壊した者</p> <p>納期限までに減免申請書 及び災害証明書等を提出</p>	<p>減免額 被災不動産の登録価格 × 減免割合 × 税率</p> <p>ア 土地イ 家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被災面積又は被災価格が当該土地の面積又は価格の</td> <td>7/10以上</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>5/10以上7/10未満</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>3/10以上5/10未満</td> <td>6/10</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> </tbody> </table>	災害の程度		減免割合	被災面積又は被災価格が当該土地の面積又は価格の	7/10以上	全部	5/10以上7/10未満	8/10	3/10以上5/10未満	6/10	災害の程度		減免割合	全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき		全部	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき		8/10	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき		6/10
災害の程度		減免割合																						
被災面積又は被災価格が当該土地の面積又は価格の	7/10以上	全部																						
	5/10以上7/10未満	8/10																						
	3/10以上5/10未満	6/10																						
災害の程度		減免割合																						
全壊、流失、埋没、焼失等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき		全部																						
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき		8/10																						
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき		6/10																						

区分	制度・事業名	対象者	内容
県税の軽減措置等	課税の減免		
	51自動車税	原動機等の損壊により相当期間運行不可能となった自動車の所有者 災害を受けた日から60日以内に減免申請書及び災害証明書等を提出	減免額 原動機等の損壊により運行不能となった月数に応じ、月割をもって算出した額 (16日未満の端数切り捨て)
	52自動車取得税	災害によって滅失、損壊した自動車の代替自動車を災害が止んだ日から3か月以内に取得した者 自動車取得税の申告の際に減免申請書及び災害証明書等を提出	減免額 災害を受けた自動車の災害直前の通常の取引価格に相当する額に税率を乗じて得た額
	53個人県民税		災害により市町村民税が、その地方団体の条例に基づいて減免された場合に、同時に県民税も同じ割合で減免
	54軽油引取税	災害により必要があると認める納税者(申告納付分のみ) 納期限までに減免申請書を提出	減免額 引取を行った軽油の数量に相当する税額
教育関係支援	55特殊教育就学奨励費	災害等により学用品等を消失した盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の保護者	災害により消失した学用品等を再購入する経費を支給 補助率 国1/2、県1/2 申請事務の流れ 県立学校：保護者 学校 県教委 国 市立学校：保護者 学校 各教育事務所 県教委
	56県立高等学校授業料免除及び減額	災害によって、甚だしく生活困難になった者	子弟の授業料を免除及び減額 申請事務の流れ 保護者 学校 県教委
	57災害時の小・中学校等の教科書・教材給与	災害により教科書、教材を消失した小・中学校の児童生徒(盲・聾・養護学校の小学部・中学部を含む)	災害救助法に基づき教科書、教材を無償で給与
(参考)	58要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金【市町事業】	市町が、経済的理由により就学困難と認める児童・生徒の保護者	市町が就学に必要な援助を行った場合、国がその一部を補助 対象補助経費 ・学用品費等(通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費等) ・医療費 ・学校給食費 補助率 予算の範囲内 申請事務の流れ 保護者 学校 市町 各教育事務所 県教委 国
	59災害時の高等学校等の教科書給与	災害救助法適用市町に在住又は適用市町に所在する高等学校(盲・聾・養護学校の高等部を含む)の生徒	各教科書発行者のご厚意により無償配布